

6. 住宅・建築物の耐震化に向けた施策の展開

(1) 耐震診断・耐震改修を促進するための支援

- ①北海道が実施する無料耐震診断の利用促進
北海道が実施する戸建木造住宅の無料耐震診断について広く周知を図り、耐震化の第一歩である耐震診断の実施を促進します。
- ②住宅耐震診断及び耐震改修費用の支援制度の継続・拡充
住宅の耐震改修に係る助成（浦臼町住宅リフォーム等補助金）の継続と、耐震診断を含めた支援の拡充等を検討し、更なる耐震化の促進を図ります。
- ③耐震改修促進税制の活用促進
所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置を受けられる耐震改修促進税制について広く周知を図り、その活用を促進します。

(2) 地震時の総合的な安全対策及び耐震化の方針

- ①地震時の総合的な建築物等の安全対策
建築物の耐震化のほか、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な安全対策を推進します。
- ②優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定
医療施設や不特定多数の者が利用する施設を優先的に耐震化に着手すべき建築物と定めます。
- ③重点的に耐震化すべき区域の設定
北海道が定めた「地震時に通行を確保すべき道路」（国道 275 号）の沿道区域を、重点的に耐震化を促進すべき区域と定めます。

(3) 地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

- ①耐震診断・耐震改修に係る相談対応の充実
北海道と連携しながら、耐震診断・耐震改修について町民や民間事業者からの相談対応を充実し、耐震化に係る施策や助成制度、耐震改修工法の事例紹介等を行います。
- ②地震防災に対する意識の啓発・情報発信
地震防災意識と耐震化に向けた啓発を図るため、揺れやすさマップを作成し公表するとともに、耐震診断・改修に係る施策や助成制度等を掲載した地震防災パンフレットを配布します。
- ③耐震診断・改修技術に係る講習会等の情報提供
町内の建設関連事業者に対して、北海道が開催する耐震診断・改修技術に係る講習会等への積極的な受講の働きかけを行います。
- ④信頼できる技術者の情報提供
北海道とも協力しながら、町民に対して、耐震診断・耐震改修に関して信頼できる技術者や専門家の情報提供を行います。
- ⑤町内会等との連携
地域で開催する防災訓練等に併せて、耐震診断・耐震改修に係る説明会の実施や普及啓発資料の配布を行うなど、町内会等と密接な連携を図ります。

(4) 建築基準法による勧告又は命令等に関する所管行政庁との連携

- ①建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導等
北海道と連携しながら、必要に応じて、所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言を行うよう努めます。
- ②建築基準法に基づく勧告または命令
北海道と連携しながら、必要に応じて、所有者に対して建築基準法に基づく勧告・命令を行うよう努めます。

浦臼町耐震改修促進計画 概要版（令和 3 年 3 月）

発行：北海道浦臼町

制作：浦臼町総務課

住所：北海道樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ 183-15

TEL：0125-68-2111 FAX：0125-68-2285 <http://www.town.urausu.hokkaido.jp/>

耐震改修促進計画についてのお問い合わせは、総務課までご連絡下さい。



1. はじめに

地震はいつ、どこで発生するかわかりません

近年、東日本大震災を始めとして日本各地で大規模な地震が頻発し、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が危惧されています。北海道においても海溝型地震や活断層による地震など、大規模な地震が、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあります。

地震はいつ起こるかわかりません。日頃の備えが肝心です！



臼子ねえさん

このような状況の中、「第2期 浦臼町耐震改修促進計画」の見直しを行いました

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和 7 年までに「おおむね解消する」とする目標が国土交通省から提言されました。これを受けて、北海道では新しい「北海道耐震改修促進計画」を策定中です。本町においても平成 28 年 3 月に策定した「第 2 期耐震改修促進計画」の見直しを行いました。

浦臼町においても耐震化に向けて共に取り組んでいきましょう

この計画は、建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害・建築物被害を軽減することを目的としています。そのためには、住宅・建築物を所有している皆さんが自らの問題として、また、地域の問題として意識し、共に地震防災対策に取り組んでいきましょう。

2. 建築物の耐震化の現状

(1) 民間住宅の耐震化の現状（想定）

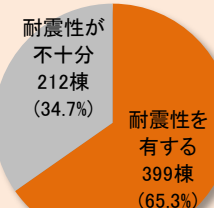
昭和 56 年の建築基準法の改正により、現行の新耐震基準^{※1}が施行されました。浦臼町の民間住宅の耐震化の現状については、この新耐震基準への適合により判断しました^{※2}。

この結果、浦臼町の空家を除く民間住宅 611 棟のうち、耐震性を有するものは 399 棟、耐震化率は 65.3% と推定され、全道平均（耐震化率 90.6% 令和 2 年度）を下回っていることがわかりました。



浦臼町の公共建築物の耐震化率は着実に向上していますが、住宅の耐震化率は、全道平均を下回っています。

民間住宅



多数利用公共建築物



(2) 公共建築物の耐震化の現状（想定）

同様に公共建築物の耐震化の現状について整理すると、多数利用建築物^{※3}は 5 施設、地震時避難施設^{※4}は 9 施設あり、これらについては全て耐震化済みです。

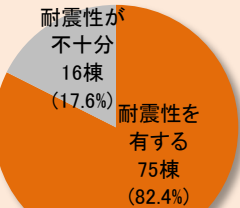
ちなみに、全道平均の多数利用建築物の耐震化率は令和 2 年度で 93.7% です。

また、町有建築物全体では、91 棟中 75 棟 82.4% が耐震性を有すると推定され、平成 28 年 3 月策定時の 78.2% より耐震化率は確実に向上しています。

地震時避難施設



町有建築物全体



※1：中地震（震度 5 強程度）では構造体が損傷せず、大地震（震度 6 強程度）では崩壊から人命を保護することを目標とした現行の耐震基準

※2：新耐震基準適用後の昭和 57 年以降に建築されたものは、全て「耐震性を有する」とし、新耐震基準適用前の昭和 56 年以前に建築されたものは、北海道の調査実績から判断

※3：学校、体育館、病院など多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 14 条 1 号の要件に該当）

※4：浦臼町地域防災計画で指定されている地震時避難施設

3. 想定地震の概要及び被害想定

(1) 北海道における想定地震と浦臼町における震度計算結果

北海道では、「北海道の地震被害の想定」(平成30年2月公表)により、本町を含む内陸部の地震想定を精査し公表しました。これによると、本町の対象となる地震は54の地震のうち49が想定されています。

このうち、浦臼町において想定される地震の中で最も被害の大きい地震は「14.増毛山地東縁断層帯(モデル45_5)の地震」です。この地震の震度は6.6と想定されています。

浦臼町において最も被害の大きい地震	想定される震度
14.増毛山地東縁断層帯(モデル45_5)の地震	震度6.6

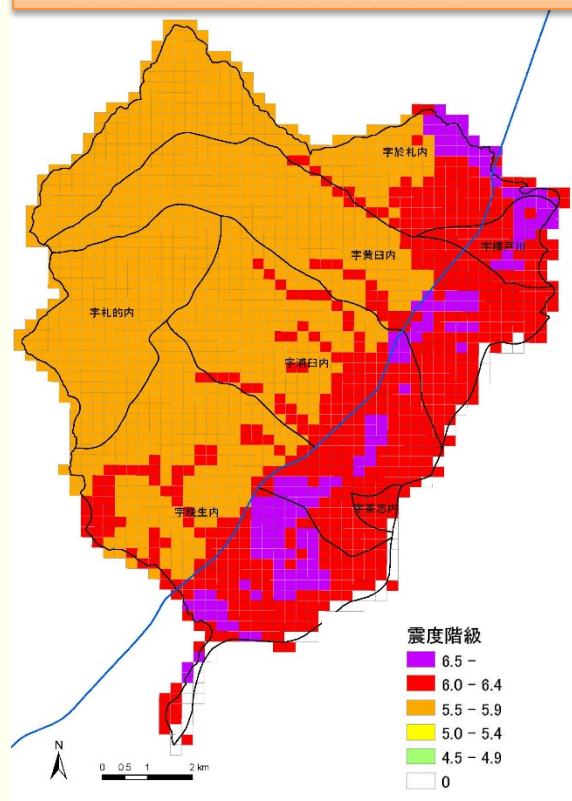
浦臼町内で大きな地震が起きたら、被害も甚大になると予想されています。



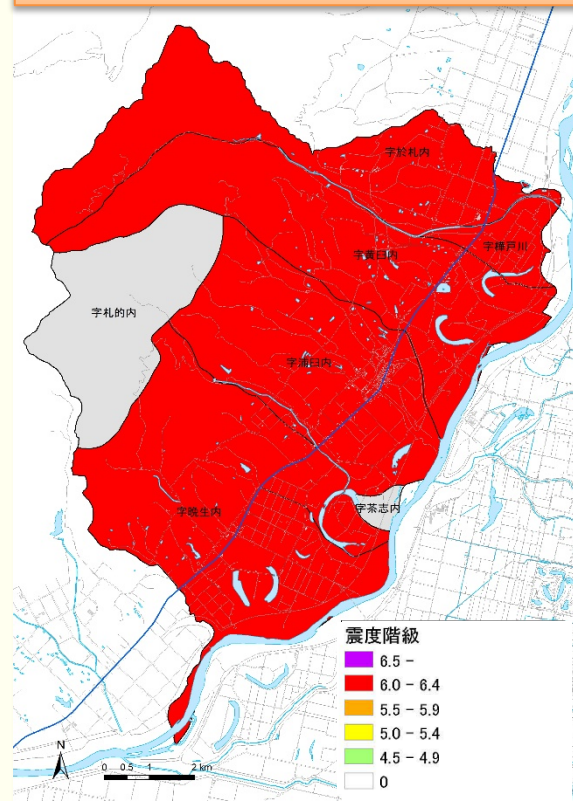
北方建築総合研究所により「250mメッシュの想定震度分布図」が作成されています。これによると、町の東部域では震度6以上の揺れとなり、西部域においても震度5以上の揺れが想定されています。

「揺れやすさマップ」は「250mメッシュの想定震度分布」の震度を大字・町丁目界に置き換えて表示したものです。なお、大字・町丁目界の震度は、重なるメッシュのうち最大の震度を代表値と示しているため、大字・町丁目界全域が表示される震度で揺れる訳ではありません。

250mメッシュの想定震度分布図



揺れやすさマップ



(2) 想定地震による被害の算出

これらの3つの地震による被害を算出すると、下表のようになります。

「14.増毛山地東縁断層帯(モデル45_5)の地震」による被害では、建築物では全体の47.4%にあたる905棟が全半壊、死傷者も32人に及ぶとの結果が出ました。

【建築物被害の想定】

単位：棟

想定地震	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数合計
14.増毛山地東縁断層帯(モデル45_5)の地震	707 (35.1%)	468 (23.2%)	1,175 (58.4%)
浦臼町内建築物棟数	2,013 (100.0%)		

【人的被害の想定】

単位：人

想定地震	死者数	負傷者数		死傷者数合計	
		重傷者	軽傷者		
14.増毛山地東縁断層帯(モデル45_5)の地震	4.1 (0.2%)	28.3 (1.6%)	1.4 (0.1%)	26.9 (1.5%)	32.4 (1.9%)
浦臼町内総人口	1,750 (100.0%)				

4. 住宅・建築物の耐震化に係る目標

地震による被害を軽減するため、北海道の基本方針に基づき、令和7年度までに民間住宅の耐震化率を95%に、多数の者が利用する建築物の耐震化率を概ね解消することを目標とします。

	耐震化の現状(推計)		耐震化の目標	
	総数	耐震化率	目標	必要耐震化数
民間住宅	611棟	65.3%	95%	147棟
町有住宅※6	49棟	83.7%	概ね解消	8棟
多数利用建築物	5施設	100.0%	概ね解消	目標達成済み
町有建築物※7	42棟	81.0%	耐震化に努めます	

※6：公営・特公賃住宅、教員住宅、職員住宅

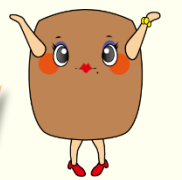
※7：町有住宅を除く町有建築物で、特定公共建築物を含む

5. 住宅・建築物の耐震化に向けた取り組み方針

(1) 民間建築物の耐震化に向けた取り組み方針

民間建築物の耐震化にあたり、住宅や建築物の地域防災対策の観点から、自らの問題、地域の問題として意識し、取り組むことが大切です。したがって、耐震診断及び耐震改修は、原則として建物所有者自らの責任で行います。

一方、民間建築物の耐震化の促進は災害に強いまちづくりを行う上で不可欠なため、浦臼町においては、以下の3つの観点から総合的に民間建築物の耐震化に取り組めます。



とにかく、みんなで住宅や建物の耐震化に取り組んでいくことが大切です！

- ① 耐震化に関する指導・相談対応の充実、啓発、情報発信
- ② 耐震診断・耐震改修を促進するための支援
- ③ 耐震化を担う人材育成・技術力向上

(2) 公共建築物の耐震化に向けた取り組み方針

浦臼町では、住民の安全・安心を確保することを目的として、公共建築物の耐震化に向けて積極的に取り組みます。

多数利用建築物及び地震時避難施設に位置づけられている公共建築物については、既に耐震化済みであることから、その他の公共建築物についても、医療施設(浦臼町立診療所)や不特定多数の者が利用する法律で定められた規模以下の施設(例えば浦臼町自然休養村センターなど)等を中心に耐震化率95%を目標に耐震化に取り組めます。

多数利用建築物	⇒	既に耐震化済みであり、適切に維持管理します。
地震時避難施設	⇒	既に耐震化済みであり、適切に維持管理します。
その他の公共建築物	⇒	医療施設や不特定多数の者が利用する施設を中心に計画的な耐震診断の実施を図り、診断結果に応じた対応策を検討・実行します。